

官報

平成二年一月二十三日

○第百十七回 参議院會議録第三号

平成二年一月二十三日(火曜日)

午後一時二分開議

○議事日程 第二号

平成二年一月二十三日

午後一時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する諸願外八件の請願

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(土屋義彦君) 開會に先立ち、御報告申し上げます。

去る十二日、文仁親王殿下納采の儀に当たり、議長は、皇居において天皇皇后両陛下並びに文仁親王殿下にお祝いの言葉を申し上げました。

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

日程第一 国家公務員等の任命に関する件
内閣から、

社会保険審査会委員長に信澤清君を、同委員に新津博典君を、

また、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、社会保険審査会委員長、同委員及び中央社会保険医療協議会委員のうち伊東光晴君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することと決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員のうち館龍一郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することと決しました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、提出者の趣旨説明を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二年一月二十三日

提出者

大蔵委員長 藤井 孝男

参議院議長 土屋 義彦殿

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成元年度分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう)の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)
第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその交付を受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合にお

いて、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その交付を受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行により減入減となる見込額この法律の施行により減入減となる額は、約六億円の見込みである。

○藤井孝男君登壇、拍手

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、平成元年度の水田農業確立助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

平成二年一月二十三日 参議院會議録第三号

議事日程追加の件
中も継続するの件

在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願外八件の請願 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会

一一

なお、本法律案による国税の減収額は、平成元年度において約六億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、

本日外務委員長、文教委員長及び社会労働委員長から報告書が提出されました在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願外八件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願

審査報告書(外務委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二年一月二十三日

外務委員長 山東 昭子

参議院議長 土屋 義彦殿

一、採択すべきもの
(一)内閣に送付するを要するもの
在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願

第二号

私学助成制度の充実強化に関する請願

審査報告書(文教委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二年一月二十三日

文教委員長 柳川 覺治

参議院議長 土屋 義彦殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

私学助成制度の充実強化に関する請願

第一号

保育所制度の堅持と充実等に関する請願

保育所制度の充実・強化等に関する請願

保育所制度の充実に関する請願(四件)

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

第二号

審査報告書(社会労働委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二年一月二十三日

社会労働委員長 浜本 万三

参議院議長 土屋 義彦殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

保育所制度の堅持と充実等に関する請願

第二号

保育所制度の充実・強化等に関する請願

第三号

保育所制度の充実に関する請願

第四号、第五号、第八号、第九号

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

第七号

○議長(土屋義彦君) これらの請願は、各委員長

の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は、各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(土屋義彦君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

○議長(土屋義彦君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君

議員
片上 公人君 木庭健太郎君
今泉 隆雄君 白浜 一良君
常松 克安君 西川 潔君
足立 良平君 野末 陳平君
刈田 貞子君 猪熊 重二君
平野 清君 猪木 寛至君
永田 良雄君 永野 茂門君
矢野 秀男君 中野 鉄造君
中川 嘉美君 下村 泰君
勝木 健司君 中曾根弘文君
鈴木 貞敏君 下稻葉耕吉君
及川 順郎君 太田 淳夫君
広中和歌子君 喜屋武眞榮君
小西 博行君 前田 勲男君
鶴岡 洋君 和田 教美君
中西 珠子君 橋本孝一郎君
谷川 寛三君 田代由紀男君
三木 忠雄君 峯山 昭範君
高木健太郎君 高桑 榮松君
黒柳 明君 田淵 哲也君
三治 重信君 田中 正巳君
熊谷太三郎君 加藤 武徳君
秋山 肇君 高木 正明君
石原健太郎君 大浜 芳栄君
石井 道子君 関口 恵造君
野村 五男君 藤田 雄山君
西田 吉宏君 前島英三郎君
本村 和喜君 松浦 孝治君
二木 秀夫君 井上 章平君
石川 弘君 香掛 哲男君

木宮 和彦君 大塚清次郎君
小野 清子君 青木 幹雄君
守住 有信君 狩野 明男君
名尾 良孝君 岡部 三郎君
川原新次郎君 田沢 智治君
仲川 幸男君 石井 一二君
大河原太一郎君 岩崎 純三君
北 修二君 梶原 清君
井上 孝君 井上 裕君
下条進一郎君 世耕 政隆君
山崎 竜男君 鳩山威一郎君
井上 吉夫君 遠藤 要君
斎藤 十朗君 田辺 哲夫君
高橋 清孝君 野沢 太三君
宮崎 秀樹君 清水嘉子君
田村 秀昭君 須藤良太郎君
木暮 山人君 石渡 清元君
合馬 敬君 鹿熊 安正君
片山虎之助君 鎌田 要人君
上杉 光弘君 久世 公堯君
吉川 芳男君 吉川 博君
柳川 覺治君 倉田 寛之君
大城 眞順君 山岡 賢次君
竹山 裕君 斎藤 文夫君
福田 宏一郎君 松浦 功君
向山 一人君 藤井 孝男君
宮澤 弘君 山本 富雄君
村上 正邦君 岩本 政光君
山東 昭子君 大鷹 淑子君
坂野 重信君 岡田 広君
長田 裕二君 初村滝一郎君
中西 一郎君 平井 卓志君
林田悠紀夫君 中村 太郎君
斎藤栄三郎君 後藤 正夫君
森山 眞弓君 櫻井 規順君
喜岡 淳君 西野 康雄君
山田 健一君 種田 誠君
若本 久人君 肥田美代子君

前畑 幸子君 西岡瑠璃子君
小林 正君 堂本 暁子君
堀 和和君 谷本 巍君
会田 長栄君 清水 澄子君
三石 久江君 野別 隆俊君
庄司 中君 栗村 和夫君
菅野 壽君 細谷 昭雄君
千葉 景子君 一井 淳治君
田淵 勲二君 渡辺 四郎君
及川 一夫君 山口 哲夫君
山本 正和君 久保田真苗君
上野 雄文君 菅野 久光君
鈴木 和美君 大森 昭君
青木 新次君 対馬 孝且君
赤桐 操君 野田 哲君
安恒 良一君 福岡 知之君
粕谷 照美君 本岡 昭次君
村田 誠醇君 谷畑 孝君
古川太三郎君 星川 保松君
高崎 裕子君 角田 義一君
吉田 達男君 日下部代子君
磯村 修君 吉川 春子君
森 楊子君 國弘 正雄君
新坂 一雄君 近藤 忠孝君
諫山 博君 篠崎 年子君
大淵 絹子君 洲上 貞雄君
竹村 泰子君 井上 哲夫君
高井 和伸君 神谷信之助君
沓脱タケ子君 梶原 敬義君
糸久八重子君 稲村 稔夫君
栗森 喬君 池田 治君
山中 郁子君 橋本 敦君
村沢 牧君 久保 亘君
浜本 万三君 矢田部 理君
笹野 貞子君 乾 晴美君
吉岡 吉典君 市川 正一君
小山 一平君 田 英夫君
安永 英雄君 瀬谷 英行君

山田耕三郎君 中村 鋭一君
立木 洋君 小笠原貞子君
上田耕一郎君

大蔵 大臣 橋本龍太郎君
厚生 大臣 戸井田三郎君

議長の報告事項
平成元年十二月二十五日次のとおり特別委員長を選任した。

科学技術特別委員会 委員長 中西 珠子君
環境特別委員会 委員長 大森 昭君
災害対策特別委員会 委員長 佐藤 三吾君
選挙制度に関する特別委員会 委員長 前田 勲男君
沖縄及び北方問題に関する特別委員会 委員長 田代由紀男君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
商工委員会
理事 福岡 知之君 (福岡知之君の補欠)

科学技術特別委員会
理事 岡部 三郎君
理事 吉川 芳男君
理事 稲村 稔夫君
理事 中川 嘉美君

環境特別委員会
理事 石井 一二君
理事 松浦 孝治君
理事 久保田真苗君
理事 広中和歌子君

災害対策特別委員会
理事 青木 幹雄君
理事 竹山 裕君
理事 山口 哲夫君
理事 常松 克安君

選挙制度に関する特別委員会

理事 二木 秀夫君
理事 松浦 功君
理事 山岡 賢次君
理事 上野 雄文君
理事 久保 巨君
理事 猪熊 重三君
理事 大城 眞順君
理事 北 修二君
理事 竹村 泰子君
理事 及川 順郎君
理事 市川 正一君

同日内閣から次の議案が提出された。

昭和六十三年一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度国税納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十四回国会提出) 通信委員会に付託

昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調書
同日議長から次の質問主意書が提出された。
在日米軍駐留経費に関する質問主意書(黒柳明君提出)

同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による昭和六十三年度の債権の現在額報告を受領した。
同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による昭和六十三年度物品増減及び現在額報告を受領した。
同年十二月二十六日議員から次の議案が提出された。

短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)(参第一号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
JRR事故防止対策に関する質問主意書(喜岡淳君提出)

同年十二月二十七日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)
同年十二月二十八日議長は、天皇誕生日に際し、スロボダン・グリゴリイ・エヴィッチ・ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長より祝辞を受け受領した。

去る六日次の質問主意書を内閣に転送した。
在日米軍駐留経費に関する質問主意書(黒柳明君提出)
JRR事故防止対策に関する質問主意書(喜岡淳君提出)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 地方公共団体の財政状況及び地域振興対策の実情調査

一、派遣委員
渡辺 四郎 松浦 功
洲上 貞雄 諫山 博

一、派遣地 高井 和伸 秋山 肇
一、期間 一月十六日から同月十八日まで三日間
一、費用 概算四五九、五三〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成二年一月八日
参議院議長 土屋 義彦殿
委員派遣承認要求書

一、目的 地方における初等中等教育、大学等の教育・研究、社会教育及び文化財の保護等に関する実情調査

一、派遣委員
柳川 覺治 木宮 和彦
田沢 智治 粕谷 照美
山本 正和 狩野 明男
世耕 政隆 会田 長栄
小林 正 西岡瑠璃子
森 暢子 高木健太郎
高崎 裕子 笹野 貞子
小西 博行

一、派遣地 静岡県
一、期間 一月十六日及び十七日の二日間
一、費用 概算四五三、四一〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成二年一月八日
参議院議長 土屋 義彦殿
委員派遣承認要求書

一、目的 阿蘇中岳噴火被害状況及び阿蘇山火山対策事業等の実情調査

一、派遣委員
佐藤 三吾 青木 幹雄
山口 哲夫 常松 克安
守住 有信 野別 隆俊

林 紀子 井上 哲夫
秋山 肇
一、派遣地 熊本県 大分県 宮崎県
一、期間 一月十七日及び十八日の二日間
一、費用 概算五四一、二八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成二年一月八日
災害対策特別委員長 佐藤 三吾
参議院議長 土屋 義彦殿
委員派遣承認要求書

一、目的 沖縄振興開発の現状等に関する実情調査

一、派遣委員
田代由紀男 大城 眞順
北 修二 竹村 泰子
及川 順郎 市川 正一
喜屋武眞榮
沖繩県

一、派遣地 沖繩県
一、期間 一月十六日から同月十八日まで三日間
一、費用 概算七五六、三四〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成二年一月八日
沖縄及び北方問題に関する特別委員長 田代由紀男
参議院議長 土屋 義彦殿

同日議長は、スロボダン・グリゴリイ・エヴィッチ・ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長宛天皇誕生日の祝辞に対する謝電を発送した。

同日議長は、アレキサンダー・ドブチク・チュッコスロヴァキア社会主義共和国連邦議会議長就任に際し、同連邦議会議長宛祝電を発送した。

去る十二日議員から次の質問主意書が提出された。

身体障害者等に対する有料道路通行料金割引制度の適用拡大に関する質問主意書(塩出啓典君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員林紀子君提出(第百十六回国会)広島県呉港における米軍弾薬保管計画に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員黒柳明君提出在日米軍駐留経費に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、一月二十日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員喜岡淳君提出JR事故防止対策に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、二月十三日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十七日次の質問主意書を内閣に転送した。
身体障害者等に対する有料道路通行料金割引制度の適用拡大に関する質問主意書(堀出啓典君提出)

去る十九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠

福間 知之君 櫻井 規順君

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

平成元年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成元年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

同日議長は、次の内閣提出案を即日通信委員会に付託した。

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田英夫君提出(第百十六回国会)大韓航空〇〇七便によるソ連領空侵犯・撃墜事件の真相究明に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武眞榮君提出(第百十六回国会)ビーチクレスト90と沖繩の空の安全に関する質問に対する答弁書

参議院議員吉岡吉典君提出(第百十六回国会)常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定に関する質問に対する答弁書

参議院議員黒柳明君提出在日米軍駐留経費に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成元年九月二十八日から同年十二月二十四日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成元年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

同日内閣を經由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成元年団体規制状況の年次報告書を受領した。

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和六十三年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠

大河原太一郎君 西田 吉宏君

社会労働委員

辞任 補欠

西田 吉宏君 大河原太一郎君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

新石垣空港新予定地での自然保護上の問題に関する質問主意書(清水澄子君提出)

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠

西田 吉宏君 大河原太一郎君

社会労働委員

辞任 補欠

大河原太一郎君 西田 吉宏君

本日委員長から次の議案が提出された。

平成元年度の水田農業確立助成補助金について

の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)(参第二号)

本日次の本院提出案を衆議院に送付した。

平成元年度の水田農業確立助成補助金について

の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

外務委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第二号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

本日委員長から次の件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

一、農林水産政策に関する調査

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

平成二年一月二十三日 参議院會議録第三号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、災害対策特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会

(二月十五日任期満了による再任)(委員長)

(二月二十八日任期満了による再任)(委員)

本日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十七日任期満了による再任)

伊東 光晴

館 龍一郎

本日本院は、社会保険審査会委員長に信澤清君、同委員に新津博典君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

農工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

平成元年十二月二十五日

参議院議長 土屋 義彦殿

黒柳 明

在日米軍駐留経費に関する質問主意書

米議会は、在日米軍人の給与を除く直接経費の全額日本負担を求める附加条項を盛り込んだ国防支出権限法案を採択し、同法律は成立した。このように、在日米軍駐留経費の負担をめぐって米国内から強い圧力がある。

以下、数点について質問するので、具体的に答弁されたい。

一 在日米軍駐留経費のわが国の負担は、地位協定で可能な範囲の限界に達している。これ以上の負担をするには地位協定を改定しなければならぬ。政府は、地位協定を改定する必要があると考えるのか。また現行協定上、まだこれ以上の負担を行ひ得る分野があると考えるのであれば、具体的にどのようなことか、例示されたい。

二 平成三年度で期限が切れる現在の特別協定を改定する際に、日本人従業員の本給の一部にまで負担範囲を拡大する案が有力とされているが、事実か。また、そのような特別協定は、地位協定を骨抜きにするものであると考えるがどうか。さらに、現行の特別協定で対象とした諸手当は、米国の労使慣行にない手当てと説明されていたことから、特別協定で本給まで負担することはできないのではないか。

三 本問題の協議のために米国のアラン・ホームズ責任分担担当大使が来日すると報道されているが、それはいつの予定か。その際、日本側から何らかの提案を行うことによって本問題の決着をつけるつもりがあるか。

右質問する。

在日米軍駐留経費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二年一月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員黒柳明君提出在日米軍駐留経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出在日米軍駐留経費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

在日米軍経費負担につき、現時点において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)の改正及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和六十二年条約第二号)の終了後の措置を含め、新たな措置を採ることは検討していないので、仮定の質問に対してお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘のアラン・ホームズ大使の訪日予定については、承知していない。

平成二年一月二十三日 参議院会議録第三号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03(587)4302
定価
税別
一円二角五分